令和6年度 渋谷区立神宮前小学校いじめ防止基本方針

1 目的、基本理念

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」並びに東京都のいじめ防止に関する方針、「渋谷区いじめ防止等対策推進条例」に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものである。

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、人間の尊厳を傷付ける絶対に行ってはならない重大な人権侵害であり、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。一方で、いじめは、どの学校・学級・児童にも起こり得るものであるという基本認識に立ち、全ての児童を対象にして未然防止・早期発見・事実確認・早期対応等に全教職員が取り組み、楽しく充実した学校生活が送れるようにする。

そのため、年間3回以上の校内研修会を実施し、全教員がいじめの定義や本校のいじめ防止の取組等を正しく理解し、いじめの認知や対応力を高めるようにする。また、いじめへの対応は、学校だけでなく、保護者、PTA運営委員会、学校運営協議会、青少年対策地区委員会、民生児童委員、学校サポートチーム、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所等の関係諸機関との連携・協力体制のもとに行う。

2 組織

- ○いじめへの対応機関として、「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ○「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーは、管理職、生活指導主任、生活指導部教員、スクールカウンセラー、(当該学年・学級担任)等で構成する。

3 未然防止

- (1)日常的な学習指導や生活指導による積み重ね
 - ○児童一人一人が認められ、互いを大切にし、温かな人間関係を築く学級経営を行うことで自己肯 定感や自尊感情を高める。
 - ○話を聞く、挨拶をする、きまりを守るなどの基本的な生活習慣や規範意識を大切にする。
 - ○全教科・領域の学習において、話し合いや学び合いを通して互いのよさや違いを認め合える授業を行い、児童のコミュニケーション能力を育む。
 - ○道徳教育や学級指導を中心に、思いやり、生命尊重、人権尊重等の気持ちを育む。
 - ○学年・学級に「いじめは絶対に許さない」という雰囲気をつくる。
- (2)いじめ防止をテーマとした授業や取り組み
 - ○道徳の時間を中心に、全学級が年間3回以上、「いじめ防止」の授業を行う。特に長期休業後には 必ず行う。
 - ○児童会活動においていじめ防止の取り組みを行い、児童がいじめを自分事として考える機会を設定する。
 - ○セーフティ教室の実施や道徳・社会科の授業を中心とした情報モラル教育により、インターネットや携帯電話等によるいじめ防止に努める。また、「水車の子SNSの約束」の指導や、家庭でのルール作りを促す。
 - ○学校だより・学校ホームページ・年度始めの保護者会等での説明を通して、保護者や地域に本校のいじめ防止の取り組みを周知し、家庭・地域との連携・協力を図る。
 - ○児童が不安や悩みを抱えたときに相談する方法について学ぶ「SOS の出し方に関する教育」を第 5学年で年間1回以上実施する。また、全学年において定期的に、学年の実態に応じた SOS の 出し方の指導を行う。

4 早期発見

- ○担任・副担任・専科教員は、児童の行動観察やアンケート等の回答から、いじめの兆候を捉える。
- ○職員夕会・学校いじめ対策委員会<u>(毎月1回実施)</u>において教員間の情報交換を密にし、全教員が気になる児童の状況を把握する。報告された内容は、データベース化して共有フォルダの中に保存しておき、全ての教員が必要なときにいつでも見ることができるようにしておく。
- ○「いじめアンケート」等を実施し、それを基に必要に応じて個別に聞き取りを行い、早期発見を 図る。また、ふれあい月間の取組や第5学年全児童に対するスクールカウンセラーの全員面談等

により、相談しやすい環境づくりをつくる。

- ○保健室・相談室・スクールカウンセラーの利用や、国・都・区等の相談窓口について、年度始め、 長期休業明けに定期的に児童に周知するとともに、学校だよりにて保護者にも周知する。
- ○PTA 運営委員会・学校運営協議会・青少年対策地区委員会において、保護者や地域住民からのいじめに関する情報収集を行う。

5 事実確認

- ○全教員は、いじめを認知あるいはいじめの疑いに気付いたら、その日のうちに、管理職や生活指 導主任、学年主任に報告し、一人で判断しない。報告を受けた翌日には学校いじめ対策委員会を 開催し、事実確認の方策を協議する。(全委員がそろわなくても開催する)
- ○決定した対応方針に基づき教職員は役割分担を行い、いじめに関する事実確認(聞き取りやアンケートの実施)や対応、保護者への連絡を迅速に行う。担任・副担任・学年主任・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・管理職を中心に、適宜役割を分担し、組織的に対応に当たる。その結果は学校いじめ対策委員会に報告し、次の対応についての助言を受ける。
- ○聞き取りやアンケート調査の記録は、5W1Hが明確になるようにし、データベース化して共有 フォルダの中に保存し、全ての教職員が情報共有し、年度を超えて情報の引継ぎができるように する。
- ○確認した事実関係と今後の対応方針については、関係する保護者と共有する。

6 早期対応

- ○いじめに係る行為が速やかに解消するよう、全教員が協力して指導する。
- ○いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ○いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。一方で、良かれと思って行った行動や意図せずに行った行動が結果的にいじめに該当する場合等には、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮する。
- ○いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えられるように指導する。
- ○解消後の被害児童へのケアや加害児童への指導等について、学校いじめ対策委員会においてその 後の方針や対応を検討し、決定する。
- ○校長の判断により、状況に応じて保護者会の開催等により、保護者と情報共有する。
- ○毎月の学校いじめ対策委員会で、「見守り」や「解消」となったケースについてもその後の状況を 定期的に確認する。
- ○管理職は、いじめの認知や対応等について区教委指導課に報告や相談し、指導を受ける。
- ○学校運営協議会(コミュニティスクール)委員や民生児童委員・学校サポートチーム・スクール ソーシャルワーカー・放課後クラブ・警察・児童相談所等の関係諸機関との連携・協力体制を築 き、情報提供や情報共有により、学校外での効果的な対応や取組を行えるようにする。

7 重大事態への対応

- ○全教員は、法に規定する「重大事態」について正しく理解し、対応や調査、報告等を行う。
- ○重大事態とは、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると みとめたとき」「いじめにより児童等が相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めたとき」にある場合を指す。
 - ※「相当の期間」とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ○児童等の保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして教育委員会を通じて区長に報告し、「いじめ重大事態」として 速やかに調査を行う。
- ○学校において重大事態が発生した場合は、学校いじめ対策委員会が中心となって対応する。調査 に当たっては、校長が必要と認める場合には、当該委員以外の教職員、関係機関職員、専門家等 をメンバーとして加える。
- ○「重大事態」への対応は、管理職が区教委指導課と十分に連携を図り、指導を受けて行う。
- ○調査結果は、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係 等その他必要な情報を報告する。